

領域等の警備に関する法律案要綱

第一 目的

(第一条関係)

この法律は、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域等における自衛隊の行動その他の必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資することを目的とする。

第二 定義

(第二条関係)

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによること。

- ① 領域等 我が国の内水、我が国の領海及びその周辺の政令で定める海域並びに我が国の領域のうち国境周辺の離島その他の政令で定める陸域をいうこと。
- ② 警察機関 警察及び海上保安庁をいうこと。
- ③ 領域警備区域 第五の一により指定された区域をいうこと。

第三 基本原則

(第三条関係)

一 領域等における公共の秩序の維持のための活動は、警察機関をもって行うことを基本とし、警察機関をもつては公共の秩序を維持することができないと認められる事態が発生した場合には、自衛隊が、警察機関との適切な役割分担を踏まえて、当該事態に対処するものとする。

二 警察機関、自衛隊その他の関係行政機関は、領域等における公共の秩序の維持に関し、必要かつ十分な体制を維持しつつ、正確な情報を共有する等相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないこと。

三 この法律の施行に当たっては、関係行政機関の活動により事態が更に緊迫することのないよう留意するとともに、この法律に基づき実施する措置は、対処することが必要な行為に対して均衡のとれた対抗措置として相当と認められる範囲内において行われなければならないこと。

四 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならないこと。

第四 領域警備基本方針

(第四条関係)

一 政府は、閣議の決定により、五年を一期として、領域等の警備に関する基本的な方針（以下「領域警

備基本方針」という。)を定めるものとし、領域警備基本方針には、警察機関の領域等の警備に関する能力の強化のための基本的な事項、第五の一による指定の基準、各領域警備区域において共通して実施する活動に関する事項その他の領域等の警備に関する事項について定めるものとする。

二 内閣総理大臣は、領域警備基本方針（第五の一による指定の基準等並びに第七の特例を受けて行われる治安出動、治安出動待機命令、治安出動下令前の情報収集及び海上警備行動に関する部分に限る。）につき、国会の事前の承認を得なければならないこととし、当該承認があつたときは、遅滞なく、領域警備基本方針を公表しなければならないこと。

三 領域警備基本方針の変更については、一及び二と同様とすること。

第五 領域警備区域

(第五条関係)

一 内閣総理大臣は、第四の二により承認された領域警備基本方針（第六の一及び第七において単に「領域警備基本方針」という。）に基づき、領域等のうち、警察機関をもっては治安を維持することができないと認められる事態が発生するおそれのある区域であつて、本土からの距離その他の事情により、当該事態の発生に備えて警備の体制を強化する必要があると認められるものについて、一年以内の期間を

定めて、告示をもって領域警備区域として指定することができること。

二 内閣総理大臣は、一の指定をするには、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会の間で協議をさせた上で、閣議の決定を経なければならないこと。

三 内閣総理大臣は、領域警備区域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、告示をもって当該指定を解除しなければならないこと。

第六 対処要領

(第六条関係)

一 国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会は、領域警備基本方針に基づき、領域警備区域ごとに、当該領域警備区域において治安を維持するための行動準則について定めた対処要領を定め、内閣総理大臣の承認を得なければならないこと。

二 対処要領の変更については、一と同様とすること。

第七 治安出動等の手続の特例

(第七条関係)

内閣総理大臣が領域警備区域について、自衛隊法及び領域警備基本方針の定めるところにより、治安出動を命ずる場合及び治安出動待機命令、治安出動下令前の情報収集又は海上警備行動を承認する場合

においては、個別に閣議の決定を求めることを要しないこと。

第八 警戒監視の措置

(第八条関係)

防衛大臣は、領域等における公共の秩序の維持を図るため、領域警備基本方針に基づき、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができること。

第九 船舶の航行に関する通報

(第九条関係)

海上保安庁長官は、我が国の内水及び領海の特定の海域において、多数の船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。以下同じ。）により、はいかひその他の当該海域における公共の秩序を著しく乱す行為が行われ、又は行われるおそれがあること認めるときは、領域警備基本方針に基づき、告示により、当該特定の海域の範囲及び期間を定めて、当該特定の海域を航行しようとする船舶の船長等に対し、事前に当該船舶の名称、船籍港、船長等の氏名、目的港又は目的地その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報することを求めることができること。

第十 適切な連絡体制の構築等

(第十条関係)

政府は、領域等の警備に関し実施する活動に伴い不測の事態が発生することを防止するため、各国政府との間で、国の防衛に関する職務を行う当局、海上における公共の秩序の維持に関する職務を行う当局その他の関係行政機関相互間の意思疎通と相互理解の増進、安全保障の分野における信頼関係の強化及び交流の推進、緊急時の連絡体制の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一 施行期日等

一 施行期日

(附則第一条関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 自衛隊法の一部改正

(附則第二条関係)

1 特別の部隊の編成

2の海上における警備準備行動により必要がある場合には、特別の部隊を編成することができる。

2 海上における警備準備行動及びその際の権限

(1) 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があ

った場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（以下「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができること。

(2) 海上保安庁法の立入検査等の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、海上における警備準備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用すること。

(3) 海上における警備準備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができること。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこと。

三 国家安全保障会議設置法の一部改正

(附則第三条関係)

1 国家安全保障会議の所掌事務に、領域等における公共の秩序の維持に係る自衛隊の行動に関する重

要事項を追加すること。

2 国家安全保障会議の下に、領域等における公共の秩序の維持に関し、会議の審議に必要な情報を収集するとともに、関係行政機関が相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置くこと。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

◎ 領域等の警備に関する法律案新旧対照表

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）〔抄〕（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の部隊の編成）</p> <p>第二十二条 〔略〕</p> <p>2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の二の二第一項の規定による海上における警備準備行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（海賊対処行動）</p> <p>第八十二条の二 〔略〕</p> <p>（海上における警備準備行動）</p>	<p>（特別の部隊の編成）</p> <p>第二十二条 〔略〕</p> <p>2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（海賊対処行動）</p> <p>第八十二条の二 〔略〕</p>

第八十二条の二の二 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（次項において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部隊に対し海上における警備準備行動をとることを命じたときは、速やかにその旨を内閣に報告しなければならない。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四 〔略〕

2・3 〔略〕

〔警戒監視の措置〕

第八十四条の四の二 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律（平成二十八年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせることができる。

（海賊対処行動時の権限）

第九十三条の二 〔略〕

〔新設〕

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四 〔略〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

（海賊対処行動時の権限）

第九十三条の二 〔略〕

(海上における警備準備行動の際の権限)

第九十三条の二の二 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十二条の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十七条第一項及び第十八条の規定は、海上保安官がその場にいらない場合に限り、第八十二条の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、それぞれ準用する。

2 第八十二条の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(新設)

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 〔略〕</p> <p>六 〔略〕</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <p>一 国防の基本方針</p> <p>二 防衛計画の大綱</p> <p>三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱</p> <p>四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針</p> <p>五 武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する重要事項</p> <p>六 重要影響事態への対処に関する重要事項</p> <p>七 国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項</p> <p>八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項</p> <p>九 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。）</p> <p>十 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）</p>

十一 〔略〕

十二 〔略〕

十三 領域等（領域等の警備に関する法律（平成二十八年法律第一号）第二条第一号に規定する領域等をいう。第九条の二第一項において同じ。）における公共の秩序の維持に係る自衛隊の行動に関する重要事項

十四 〔略〕

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一 〔略〕

十一 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十二 重大緊急事態（武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

〔新設〕

十三 その他国家安全保障に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若し

二 〔略〕

3 〔略〕

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

- 一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十四号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 〔略〕

三 〔略〕

くはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

- ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）
- ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

- 二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

3 〔略〕

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

- 一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

- 二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

- 三 第二条第一項第十二号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態

<p>四 第二条第一項第十三号に掲げる事項 国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長</p> <p>2 〽 4 〔略〕</p> <p>(事態対処専門委員会)</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>(領域警備事態連絡調整会議)</p> <p>第九条の二 会議に、領域等における公共の秩序の維持に関し、会議の審議に必要な情報を収集するとともに、関係行政機関が相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置く。</p> <p>2 前条第三項から第五項までの規定は、領域警備事態連絡調整会議について準用する。</p>	<p>の種類のに応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〽 4 〔略〕</p> <p>(事態対処専門委員会)</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。</p> <p>4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。</p> <p>5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>〔新設〕</p>
--	---